

平成 28 年 4 月
堺 市 契 約 課

技術者等経歴書（建設工事）の記入方法について

建設工事における主任技術者について、実務経験により主任技術者資格を満たす場合は、該当業種の過去工事の従事期間の積上げにより計算しており、技術者等経歴書の記入方法については、月単位で記入することとしています。

今回、記入方法の簡素化を図るため、技術者が該当業種の工事を連続して施工していた場合には、技術者等経歴書に記入する際に、前工事の工期末から次工事の工期初めの間隔が12か月以内となるようにすれば、その間の工事の記入を省略できることとします。

なお、記入を省略できる条件は、当該期間内に該当業種の工事を連続して施工していることであり、該当業種と異なる業種の工事を行っていた場合は、その間の工事の記入を省略できませんので、異なる業種の工事の前後に施工した該当業種の工事を技術者等経歴書に記入してください。

また、今回新たに、代表者または受任者が、配置予定技術者本人に、技術者等経歴書の内容に相違がないかを確認したことを証明するための押印欄を設けましたので、確認が済みましたら押印をしてください。

今回の取扱いによる技術者等経歴書の記入例は、後日ホームページに掲載します。

